

キジハタの漁獲サイズ規制の委員会指示について（報告）

現在、漁業者が資源管理のために、自主規制でキジハタの小型魚の再放流に取り組んでいるが、一方で遊漁者はサイズに関係なく自由に釣獲している実態がある。漁業者は本種の種苗放流も行っており、その効果を十分発揮させるためにも、委員会指示で来年度から鳥取県下全域で全長 27cm の漁獲サイズの規制を行い、資源管理を確実に進めたい。

漁業者による 27 cm未満魚再放流の自主規制に至る経緯

- ・小型魚保護のため、酒津では平成 20 年から 22 cm未満魚の保護を実施。
- ・平成 23 年の第 1 回鳥取県沿岸漁業調整協議会において、全長 27 cm未満魚の再放流を淀江～賀露で進めていくことが決定された。
- ・平成 28 年の種苗放流事業化を機に、県下統一で全長 27 cm未満の小型魚の再放流に取り組んでいる（赤碕町漁協では、独自に平成 23 年から全長 30cm 未満の再放流を実施）。

所属	取組内容
鳥取県漁業協同組合	全長 27 cm未満魚の再放流
田後漁業協同組合	
中部漁業協同組合	
米子市漁業協同組合	
赤碕町漁業協同組合	全長 30 cm未満魚の再放流

再放流を 27cm とした理由

- ・産卵を本格的に始めるのは全長 27 cm程度の個体からであること、また、本種は雌性先熟（小型魚はすべて雌で成長に応じて雄に性転換する）であるため、小型魚の保護は産卵親魚を保護することになるため。

漁業者の自主規制の強化の方向性

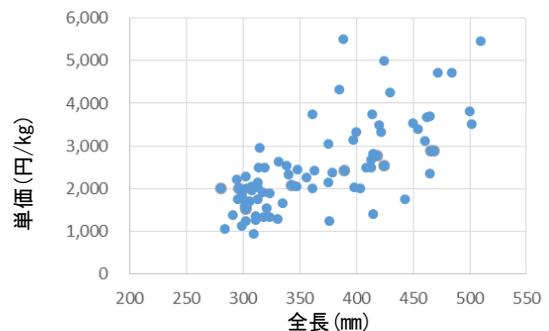
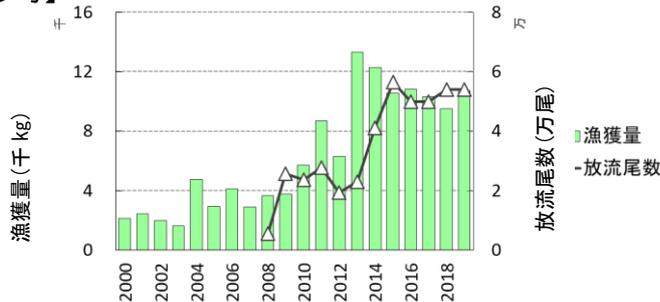
- ・本種は大型になるにつれて単価が高くなる傾向があり、特に 1 kg（全長 40cm 程度）以上から高値が付く。また、栽培漁業センターの調査では、大型個体の方が脂質が多い傾向がある。
- ・これらのことから、更なる自主規制の強化（全長 30 cmに変更）を検討中。
- ・漁業者からは自主規制の効果を得るためには、遊漁者の協力も必要という意見が挙がっている。（キジハタ栽培漁業推進協議会、キジハタ勉強会、令和 2 年 4 月浜回り等）

他県の事例

山口県日本海海区漁業調整委員会・山口県瀬戸内海区漁業調整委員会

「全長 30 センチメートル未満のきじはたは、採捕してはならない。ただし、試験研究機関が試験研究のために採捕する場合はこの限りではない。」（平成 25 年 10 月 1 日から毎年）

【参考】



漁獲量と放流尾数

単価と全長の関係